

平成30年度

国の予算・地方財政対策について

1. 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等
2. 地方創生の実現に向けた財源の充実
3. 社会保障の基盤づくり
4. 国民健康保険制度の充実強化
5. 介護保険者に対する財政的インセンティブの付与の在り方
6. 教職員定数の充実と学校施設整備のための予算の確保
7. 防災・減災対策の推進

平成29年12月15日
全 国 市 長 会

1. 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

- 地方の基金増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は、断じて容認できない。
- 都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるため、各々の判断に基づいて基金を積立。
- 地方の基金残高の増加を理由とした短絡的な地方財源の削減は認められない。
- 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保。
- 恒常的な地方交付税の財源不足は、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法法定率の引上げを含めた抜本的な改革が必要。

骨太の方針2015(抄) (H27.6閣議決定)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

平成30年度地方財政収支見通し(仮試算)

(通常収支分)				(単位:兆円)	
区 分		29年度 A	30年度 B	増減額 B－A	仮試算の考え方
歳 入	地方税・地方譲与税等	41.7	42.0	0.3	「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)による名目成長率等を用いて試算
	地方交付税	16.3	15.9	△0.4	
	国庫支出金	13.5	13.8	0.2	社会保障費の増
	地方債	9.2	9.7	0.5	
	うち 臨時財政対策債	4.0	4.6	0.5	
	その他	5.9	5.9	0.0	29年度同額
	計	86.6	87.2	0.6	
	一般財源	62.1	62.5	0.4	
(水準超経費除き)一般財源		60.3	60.6	0.3	(交付団体ベース)

注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減額が一致しない場合がある。

総務大臣提出資料(H29.11.16経済財政諮問会議)

今後の方向性

- 地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、**基金残高を理由に、地方財源を削減することは妥当ではない。**
- 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。
 - ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる**地方税財源の安定化が望ましい。**
 - ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、**偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。**
 - ◆ 交付団体においても、**老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。**
- **地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。**

2. 地方創生の実現に向けた財源の充実

- 地方創生の実現のためには、地域の実情に応じた息の長い取組が必要。
- まち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)の拡充・継続が不可欠。
- その算定に当たっては、努力しても成果の出にくい過疎地など条件不利地域や財政力の弱い団体に対する配慮が必要。
- 地方創生推進交付金の総額確保はもちろん、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和など弾力的な運用を図るべき。

H29地財計画(まち・ひと・しごと創生事業費の確保)

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業」について、平成29年度においても引き続き1兆円を確保

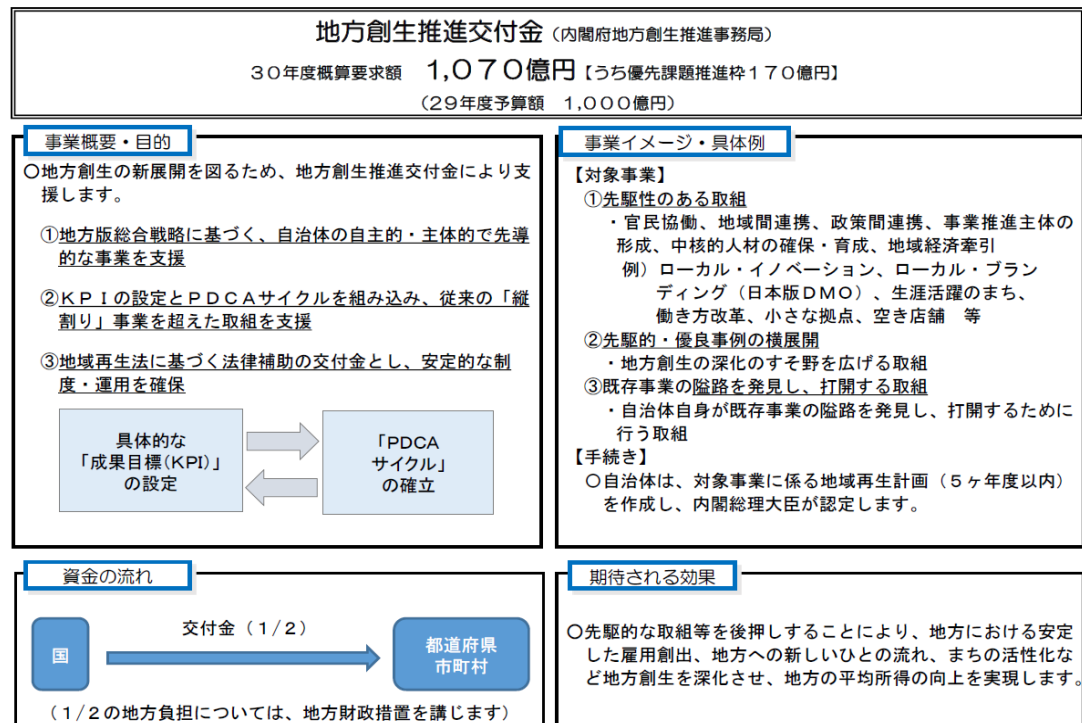
平成29年度普通交付税の算定

「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る算定

条件不利地域等への配慮

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法等の条件不利地域に係る法律の対象となっている地方団体等における算定額の割増。
- ・ 人口増減率等の指標について、政令市及び中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較することで成果を反映。

地方創生推進交付金



3. 社会保障の基盤づくり

- 「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月に消費税率10%へ確実に引上げ。
- 既に地方が取り組んでいる子ども・子育て等の施策推進に支障が生じることのないよう、消費税・地方消費税率が引き上げられるまでの間においても、必要な財源を確保。
- 新しい経済政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体化に当たっては地方と十分協議するとともに、地方において必要となる安定的な財源を国の責任により確保。
- 子ども・子育て支援新制度の完全実施に必要な1兆円超の財源を確保。

<平成29年度「社会保障の充実」の主な項目>

(注)計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。(単位:億円)

項目		平成29年度予算案(公費)	
		国	地方
子ども・子育て支援		6,958	3,203
うち子ども・子育て支援新制度の実施		6,526	2,985
医療・介護		11,130	7,021
うち国保への財政支援の拡充	財政安定化基金の造成	1,100	0
	上記以外の財政支援の拡充	2,464	832
年金		299	13
合計		※ 18,388	10,511

※消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用して実施。なお、平成28年度予算では1.53兆円を計上。

新しい経済政策パッケージ(H29.12.8閣議決定)

- 少子高齢化という最大の壁に立ち向うため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく。
- 「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとられない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○ 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

所要額	量的拡充	質の向上 ※
	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など
量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度		

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

4. 国民健康保険制度の充実強化

- 国保制度改革の実施に当たっては、社会保障制度改革推進本部決定(H28.12.22)により確約した財政支援について、国の責任において確実に実施。
- 子どもの医療費助成等に係る国保の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止。
- 国の責任において、子どもを対象とした全国一律の医療費助成制度を創設。

国民健康保険における財政支援について

今後の社会保障改革の実施について（抄）

平成28年12月22日
社会保障制度改革推進本部決定案

「医療保険制度改革骨子」（平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定。以下「改革骨子」という。）における制度改革の実施については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）等に基づき平成31年10月に消費税率が引き上げられることを踏まえ、以下の方針により、引き続き着実に進めていくこととする。

（1）国民健康保険への財政支援の拡充については、改革骨子の考え方に沿って国保改革を着実に実施していくため、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を含めた社会保障の安定財源の中で、下記のとおり対応する。

- ① 平成30年度以降、国保改革（都道府県単位化）と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保する。このため、平成32年度に消費税収（国分）が満年度化することも踏まえ、平成30年度及び平成31年度において、財政安定化基金の一部を活用する。

（厚生労働省保険局国民健康保険課資料をもとに作成）

【参考】財政支援の推移

（単位：億円）

	27年度	28年度	29年度	30年度 (都道府県移行)
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700
財政安定化基金の造成等 (保険料の激変緩和にも活用)	200	400	1,400	平成32年度末までに速やかに必要な積み増しを行う
国保改革に伴う財政基盤の強化 (保険者努力支援制度等)				1,700

消費税財源 (5⇒8%)

総報酬割化財源

乳幼児等医療費助成制度

都道府県における実施状況

1. 対象年齢	(単位：都道府県)	
対象年齢	通院	入院
3歳未満	46	46
4歳未満	45	46
5歳未満	42	45
就学前	41	45
9歳年度末	15	24
12歳年度末	12	23
15歳年度末	7	16
18歳年度末	2	2
その他(※)	1	1

2. 所得制限

- 所得制限なし 17県
○ 所得制限あり 29県
○ その他(※) 1県

3. 一部自己負担

- 自己負担なし 9県
○ 自己負担あり 37県
○ その他(※) 1県

(※) 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部負担に関する規定なし

市町村における実施状況

1. 対象年齢	(単位：市町村)	
対象年齢	通院	入院
就学前	1,741	1,741
7歳未満	1,539	1,708
7歳年度末	1,538	1,708
8歳年度末	1,537	1,708
9歳年度末	1,537	1,708
10歳年度末	1,512	1,701
11歳年度末	1,508	1,701
12歳年度末	1,508	1,701
15歳年度末	1,387	1,572
16歳年度末	382	403
18歳年度末	381	402
20歳年度末	3	3
22歳年度末	1	1

2. 所得制限

- 所得制限なし 1,432市町村(82.3%)
○ 所得制限あり 309市町村(17.7%)

3. 一部自己負担

- 自己負担なし 1,054市町村(60.5%)
○ 自己負担あり 687市町村(39.5%)

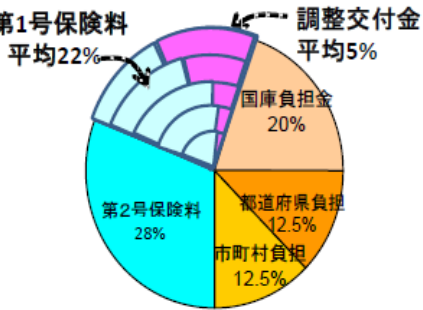
(厚生労働省調査[H28.4.1現在]をもとに作成)

5. 介護保険者に対する財政的インセンティブの付与の在り方

- 調整交付金は、介護給付を支える根幹の財源であり、インセンティブ指標による配分は制度の本旨に馴染まない。
- 調整交付金が一方的に削られた場合、保険料の上昇を招き、第1号被保険者の負担が増加。
- インセンティブ指標によっては、現場でサービスの切り捨て競争を招きかねない。
- インセンティブ指標による配分は、具体的に適切な取組を促す指標に限定した上で、法定された新たな交付金によって実施すべき。

調整交付金

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金25%のうち5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



1. 後期高齢者と前期高齢者の比率の違い

- ・前期高齢者(65歳～74歳): 認定率 約4.4%
- ・後期高齢者(75歳以上): 認定率 約32.7%

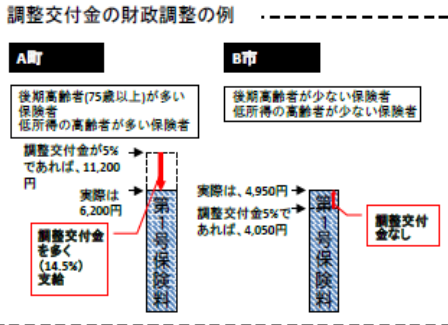
要介護認定率に 約7.4倍の差

後期高齢者の構成割合が大きい市町村
→ 保険給付費が増大 → 調整しなければ、保険料が高くなる

2. 被保険者の所得水準の違い

所得の高い高齢者が相対的に多い市町村
→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ

所得の低い高齢者が相対的に多い市町村
→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる



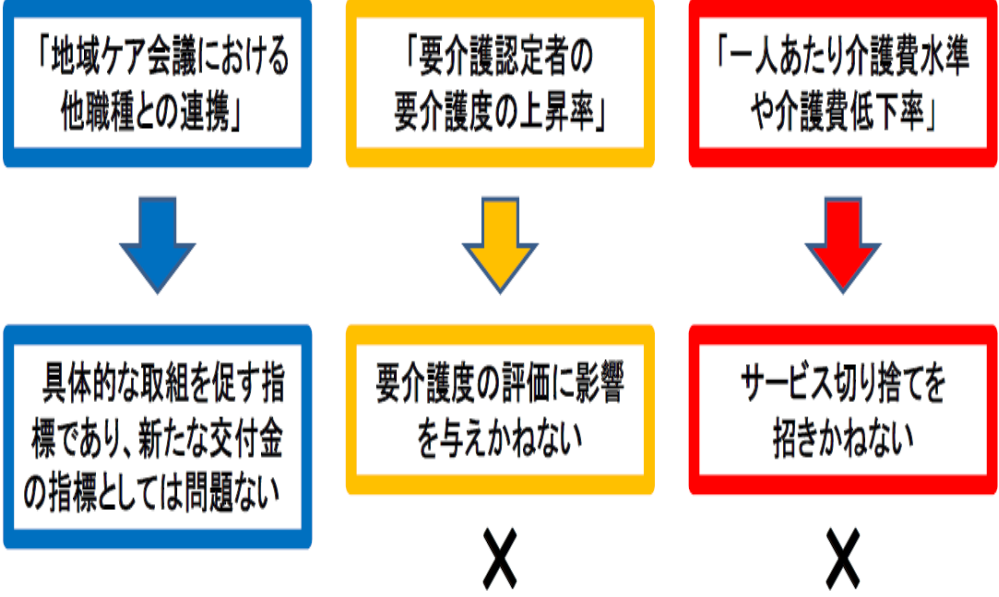
【調整交付金の役割】

- ・ 保険者の給付水準が同じであり、
- ・ 収入が同じ被保険者であれば、
- ・ 保険料負担額が同一となるよう調整するもの。

(※)調整交付金の計算方法
各市町村の普通調整交付金の交付額
= 当該市町村の標準給付費額 × 普通調整交付金の交付割合(%)

普通調整交付金の交付割合(%)
= 27% - (22% × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数)

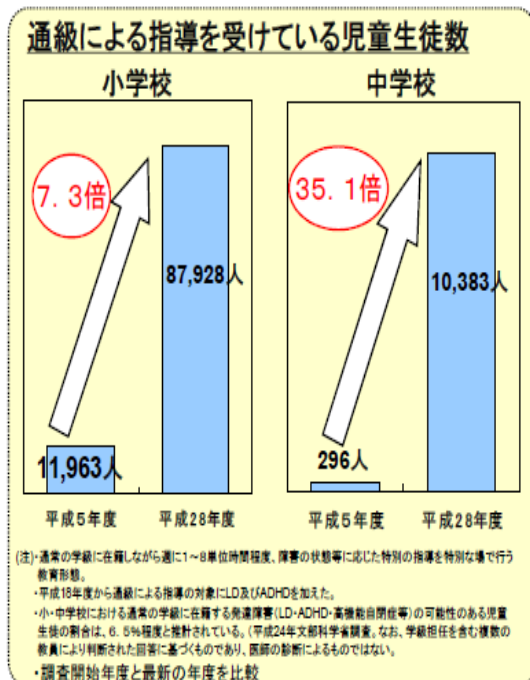
〈検討されている主なインセンティブ指標と現場への影響〉



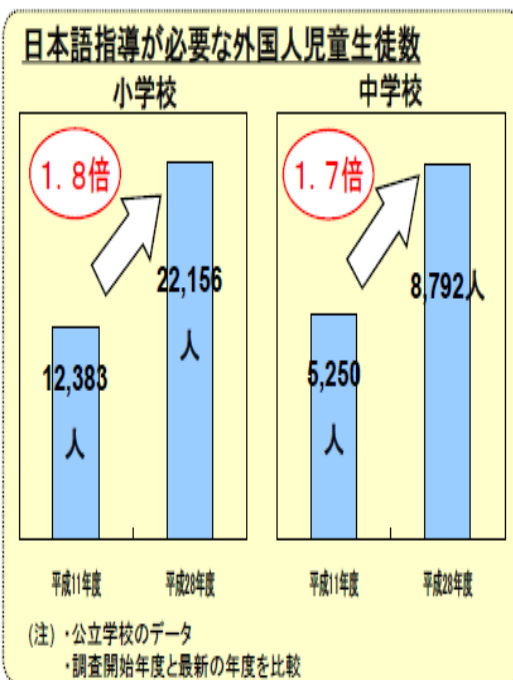
6. 教職員定数の充実と学校施設整備のための予算の確保

- 教育現場では、障害、いじめ・不登校、教育格差、外国人児童生徒等、特別な配慮を必要とする児童生徒が著しく増加しており、課題が複雑かつ困難化。
- 地域の実情に応じた教職員配置が計画的に行えるよう、標準法の改正と財源確保が必要。
- 築40年以上で改修を要する公立小中学校は全体の2割強。今後更新時期が一斉に到来。
- 公立小中学校施設の新増築・老朽化対策、耐震化、空調設備・トイレ等の整備を計画的に推進できるよう、必要な財源の確保と財政措置の拡充が必要。

特別な配慮を必要とする児童生徒数の推移

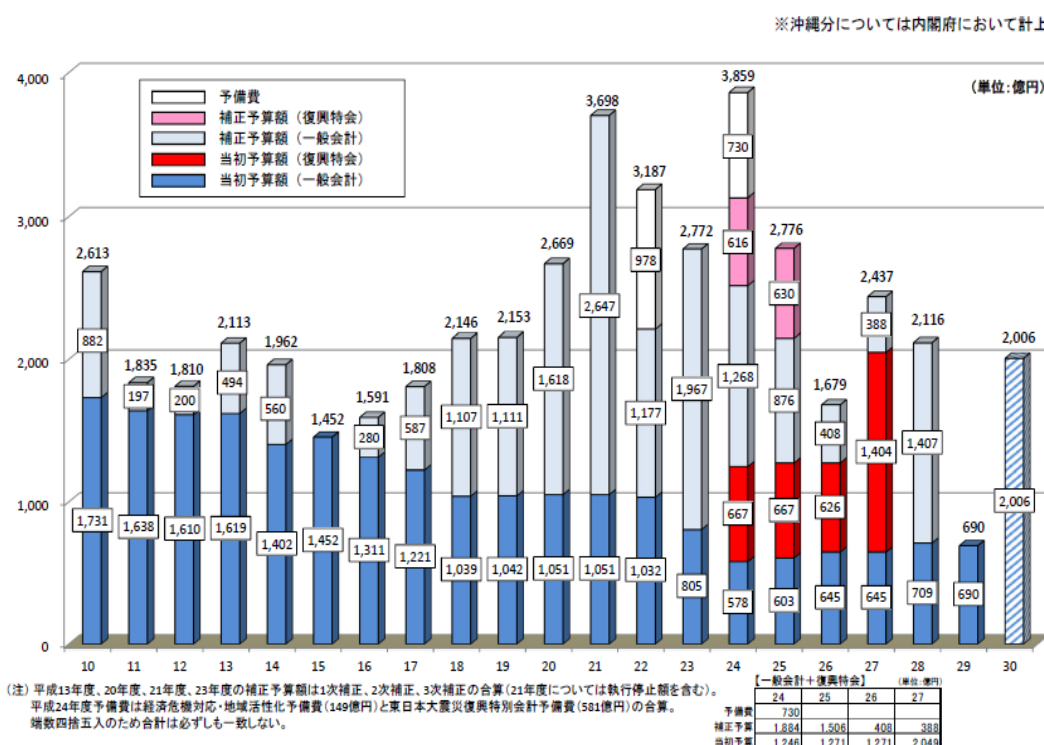


(出典)文科科学省「通級による指導実施状況調査」



(出典)文科科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

公立学校施設整備費予算額の推移(平成10年度～平成30年度概算要求)



7. 防災・減災対策の推進

- 国民の生命・財産を守るため、社会資本整備に係る十分な予算が必要。
- 地方において計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分に確保。
- 災害時の対応拠点となる庁舎等の建替や耐震補強のための財源を充実。

社会資本の老朽化の現状

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2013年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 【約40万橋(橋長2m以上の橋70万橋のうち)】	約18%	約43%	約67%
トンネル 【約1万本】	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) 【約1万施設】	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ 【総延長:約45万km】	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 【約5千施設(水深-4.5m以深)】	約8%	約32%	約58%

平成25年12月 社会資本整備審議会・交通政策審議会
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について(答申)」

年度	推計結果
2013年度	約3.6兆円※)
2023年度 (10年後)	約4.3～5.1兆円
2033年度 (20年後)	約4.6～5.5兆円

※1) 推計結果は国、地方あわせ事業費ベースの数値

※2) 2013年度の値(約3.6兆円)は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

- 国土交通省所管の社会資本10分野(道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、軌道、官庁施設)の、国、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。
- 今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない。
- 施設更新時の機能向上については、同等の機能で更新(但し、現行の耐震基準等への対応は含む。)するものとしている。
- 用地費、補償費、災害復旧費は含まない。
- 個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。

緊急防災・減災事業債

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉

充当率:90%(交付税措置対象分75%)、
交付税算入率:30%
※地方債の充当残については、基金の活用が基本

※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象